

保護者様

令和2年6月1日  
朝霞市立朝霞第五小学校  
校長 唐松 善人

## 新型コロナウイルス感染症に対応した登校及び出席停止の扱いについて

向暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃、本校の教育活動に対し格別の御理解と御協力を賜り、心より深く感謝申し上げます。

さて、6月1日からの学校再開にあたり、新型コロナウイルス感染症に対応した登校及び出席停止の扱いについて、下記の通り御連絡いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々変化していることから、今後の状況によっては、対応等の変更や追加の可能性もあることを御了承ください。

### 記

状況	基本的対応	出欠席の扱い
児童が感染した場合	登校不可	出席停止（学校保健安全法第19条） * 治癒するまで（医師の判断）
児童が濃厚接触者に特定された場合		出席停止（学校保健安全法第19条） * 感染者と接触した日から2週間
児童の体調不良、 風邪症状、発熱など	登校自粛	出席停止（学校保健安全法第19条） * 解熱後の登校の基準は地域感染状況により判断
同居家族が体調不良である 児童生徒		出席停止（学校保健安全法第19条） * 同居家族の症状がなくなるまで
登校後学校において 発熱を確認	早退及び 自宅休養	早退をした日から出席停止 （学校保健安全法第19条） * 症状がなくなるまで
心配なので 登校させたくない	保護者判断による 登校自粛	地域感染状況に応じ校長の判断により出席停止 （非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日）

参考資料) 文部科学省：新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q&A の送付について（令和2年5月21日）

本校では、学校再開にあたり感染予防策として①手洗いの励行、②咳エチケット（マスクの着用の励行等）、③教室等のこまめな換気、④人の手が多く触れる箇所の消毒、⑤健康観察表の実施及び記入、⑥毎授業時の健康観察、⑦教職員の健康観察を心がけております。

ご家庭におかれましては、引き続きお子様及びご家族の健康管理に御留意いただくとともに、毎朝、登校前に検温と風邪症状等の確認をお願いいたします。なお、登校後に体調不良及び発熱等の風邪症状が認められた場合は、緊急連絡票に記載された電話番号へ連絡させていただきますので、ご対応願います。なお、お迎えにつきましては、当分の間、昇降口から入らず、本田技研一方通行道路側より、直接保健室へお入りください。